

令和9年3月新規学校卒業者に係る募集について

関係各位

群馬労働局
群馬県教育委員会

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新規高等学校卒業者を取り巻く就職環境は、改善されているところですが、就職希望者の応募機会を確保するとともに、新規学校卒業者に対する就職支援が円滑に推進されるよう今年度も「群馬県就職問題検討会議」を開催し議論を重ねてきたところです。その結果「高校生の就職出願に係る応募・推薦の在り方」及び「新規中学校・高等学校等卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等に関する実施方策」について、次のとおり申し合わせることにいたしましたので、趣旨を十分御理解の上、格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

高校生の就職出願に係る応募・推薦に関する申し合わせについて

令和8年3月9日（月）に開催した「群馬県就職問題検討会議」において、令和9年3月卒業予定の群馬県内高校生の就職出願に係る応募・推薦に関する申し合わせについて、下記のとおり決定しました。（内容は昨年を継続）

群馬県においては、高校生の就職出願に係る応募・推薦に関して、令和9年3月卒業予定者の取扱いを、次のとおりとすることを申し合わせ、確認する。

応募・推薦方法については、推薦開始の時点（9月5日）では1人1社とし、10月1日以降は1人2社までの複数応募を可能とする。

令和8年3月9日

「群馬県就職問題検討会議」

一般社団法人群馬県経営者協会
群馬県中小企業団体中央会
一般社団法人群馬県商工会議所連合会
群馬県商工会連合会
群馬県中小企業家同友会
群馬県生活こども部
群馬県産業経済部
群馬県中学校長会
群馬県私立小・中・高等学校協会
群馬県高等学校長協会
群馬県教育委員会
群馬労働局
公共職業安定所

「群馬県就職問題検討会議」の申合せに係る

推薦・応募・選考の具体的な取扱いについて

- 9月5日から9月30日までの取扱い
1人1社とする。
- 10月1日からの取扱い
 - 10月1日は複数応募・推薦に係る選考開始日とする。
 - 複数企業への応募・推薦を希望する生徒の意向及びその可否（企業）の確認に係る取扱い
 - 複数企業への応募・推薦を希望する生徒の意向を、企業に示す。
※ 調査書（推薦事由等の欄）に単願・併願の別等を記載する。
 - 複数企業への応募・推薦を希望する生徒に対して、企業の意向を示す。
※ 求人受理時に安定所にて、企業の意向を確認し、求人票の複数応募欄の可否について、チェックを入れる。
 - 運用に当たっての留意点
 - 生徒・保護者に対して
複数応募・推薦を可能とする趣旨等の理解の徹底と、学校と企業間の新たな信頼関係の必要性について理解を図る。
 - 学校に対して
 - 10月1日時点で未内定の生徒については、10月1日から企業選考に複数（1人2社まで）同時に応募できる。
 - 9月30日以前に応募し、応募先の選考を終えていない生徒についても、10月1日から複数応募可とするが、一次応募の結果が届いているか未着か、単願・併願の別等、個々の生徒に関する正確な事情を企業に示し、信頼関係の中で選考が行われるよう連携を密にする。
 - 内定を得た生徒は他の企業へは応募できないこととし、特別な事情が生じない限り、内定の辞退はできないものとする。
 - 企業に対して
 - 選考日については、生徒が応募先を複数選定することに鑑み、早期に計画し、学校に対して連絡するよう努めることとする。
 - 企業の採否結果連絡については、できる限り速やか（採用試験後概ね7日以内）に学校長を通じ、応募生徒本人に通知することとする。
 - 複数企業応募生徒の採用内定に対する生徒の意向確認については、他の応募企業からの採否結果連絡待ちも想定されることから、検討期間を与えるものとする。

令和 9 年 3 月新規中学校・高等学校等卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

並びに文書募集開始時期等に関する実施方策について

1 令和 9 年 3 月新規中学校・高等学校等卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等については、次のとおりとする。

(1) 新規中学校等卒業者については、公共職業安定所（以下「安定所」という。）における求人申込みの受理は令和 8 年 6 月 1 日以降、推薦及び選考開始時期は令和 9 年 1 月 1 日以降に行う。

(2) 新規高等学校等卒業者については、安定所における事業所の求人票受付の開始は令和 8 年 6 月 1 日以降、求人票の返戻は同 7 月 1 日以降とする。なお、高等学校に直接求人申込みをする場合は、安定所の確認を受けた求人票により、令和 8 年 7 月 1 日以降に行う。

推薦開始は、推薦文書の到達が令和 8 年 9 月 5 日以降となるようにし、選考開始は、令和 8 年 9 月 1 6 日以降とする。なお、1 0 月 1 日以降は 1 人 2 社までの応募・推薦を可能とするものとし、これに基づく選考開始は 1 0 月 1 日以降とする。

(3) 事業所の求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込を行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込を行った日以降についても行うことができるものとする。

訪問に当たっては、校長の了解のもとに、学校運営に支障をきたさないよう事前に学校と訪問時間等の打合せを行うなど適切な配慮をする。

2 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行うなど、求人秩序を乱す事業所又は学校に対しては、関係機関及び関係諸団体の連携のもとに厳に自粛を促す。なお、生徒の勉学の安定を図るため、事業所及び学校に対して、就職内定生徒の就業開始（実習、研修等を含む）時期を、新規中学校等卒業者については、令和 9 年 4 月 1 日以降、新規高等学校等卒業者については、卒業後（卒業式の翌日以降）とする。このことについて、周知徹底を図る。

3 各学校は、令和 8 年 2 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省職業安定局長・厚生労働省人材開発統括官通知の趣旨を尊重し、自校における進路指導の充実と就職業務の適正を期するよう努める。

(1) 学校・生徒に県内産業等について正確な理解を徹底させるとともに、県内企業への関心を高め、職場への定着を図るよう指導を充実する。

(2) 職場見学や就業体験は、生徒が職業に関する理解を深めるための体験的な学習として、学校の教育計画に位置付けて行う。その際、採用選考につながる方法等で行うことのないよう十分留意する。

(3) 学校は、全職員の共通理解のもとに、特に就職内定後における生徒の指導に留意し、心のゆるみから学習・生活態度をはじめ学校生活全般にわたって好ましくない影響を受けることのないよう、学習指導・生徒指導の徹底に万全を期する。

(4) 特別支援学級・特別支援学校の卒業予定者の就職については、適正な職業選択の機会が確保されるよう、学校と事業所、関係機関との十分な連携を図る。

4 各事業所は、次のことに十分配慮する。

(1) 学校が未就職者に対する職業指導を早期に実施できるよう、できる限り速やか（採用試験後概ね 7 日以内）に採否を決定し、学校長を通じ、応募生徒本人に通知することとする。また、選考に当たっては、採用内定取消しが生じないようにする。

(2) 就職のための選考等に際して、不合理な差別的取扱いのないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿い、男女とも均等な機会を与えるように努める。また、学校に対しても個々の生徒について就職の機会均等の確保が図られるようにする。

(3) 男女雇用機会均等法等の改正（令和 8 年 1 0 月 1 日施行）に伴い、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

5 文書募集は、新規中学校等卒業者については行わないこととし、新規高等学校等卒業者については文書募集の開始時期は令和 8 年 7 月 1 日以降とする。また、新規高等学校等卒業者に対して、文書募集を行う場合の条件は、以下のとおりとする。

(1) 安定所で確認を受けた求人で、求人票記載内容と同じである。

(2) 事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号が掲載された広告等である。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行う。

[群馬県就職問題検討会議]